

平成25年8月23日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第45回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会.....	1
2. 議 事	
議題1. 2006年の海上の労働に関する条約について.....	1
議題2. 船員派遣事業等フォローアップについて	5
議題3. 船員派遣事業の許可について	7
3. 閉 会.....	7

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、河野委員、今津委員、野川委員、久宗委員
労働者代表 高橋委員、立川委員、平岡委員
使用者代表 鈴木委員、長岡委員、濱田委員

(事務局)

国土交通省 竹田審議官
船員政策課 多門船員政策課長、古坂雇用対策室長、松澤安全衛生室長、
春名国際業務調整官、田中総括補佐
海技課 小沼課長補佐

開 会

【松澤安全衛生室長】 それでは皆様がお揃いですので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第45回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事局船員政策課の松澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員17名中12名がご出席されておりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、本日は所用によりご欠席されておりますが、使用者側の臨時委員としまして、日本旅客船協会の入谷泰生副会長が就任されましたのでご紹介いたします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。なお、資料の番号につきましては、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載しております。最初に、「交通政策審議会海事分科会第45回船員部会議事次第」が1枚。そして、「配付資料一覧」が1枚。次に、資料1としまして、横置きのカラー印刷の「2006年の海上の労働に関する条約について」が8枚となっております。次に、縦置き資料となりますが、資料2としまして、「船員派遣事業の許可に係る事業場監査の結果について」が3枚、また、資料3としまして、「交通政策審議会への諮問について、諮問第184号船員派遣事業の許可について」が2枚、その他参考資料としまして、横置きの資料3-1「船員派遣事業の許可について」が3枚、これは委員限りの資料となります。そして、「交通政策審議会海事分科会船員部会委員等名簿」が1枚です。

以上でございますが、資料は行き届いておりますでしょうか。よろしいでしょうか。これで資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、落合部会長、司会進行をお願いいたします。

1. 2006年の海上の労働に関する条約について

【落合部会長】 それでは早速議事に入りたいと思いますけれども、お手元にあります議事次第の中の議題1「2006年の海上の労働に関する条約について」、事務局の説明をお願いいたします。

【田中船員政策課課長補佐】 それでは、2006年の海上の労働に関する条約、「海上労働条約」と呼んでおりますが、こちらにつきまして、資料1に沿ってご説明させていただきます。

資料1をごらんください。本条約につきましては、その内容を国内法に適合させるという必要がございましたので、船員法ですとか、その下の政令、省令等の改正の際に、条約の内容につきましてこの船員部会の場でご説明させていただき、また審議いただいておりますので、本日は条約の内容ではなく、現状と今後のスケジュール等について簡単にご報告させていただきたいと思っております。

1 ページ目をごらんください。こちらは海上労働条約の概要について簡単にまとめたものでございます。まず海上労働条約の内容についてですが、皆さんご存じのとおり、2つの部分がございます。1つ目が、ILOにおいてこれまで制定されておりました商船関係の条約を整理している部分と、2つ目として、もともとIMOの関連条約としては既に導入されておりました寄港地検査ですとか、ポートステートコントロールのシステムを新たに導入している部分がございます。

海事関係条約といたしましては、これまで3つの条約、1つ目が船舶の構造と設備関係について定めましたSOLAS条約、2つ目が海洋汚染の防止を主として目的としておりますMARPOL条約、3つ目が船員の資格要件等について定めておりますSTCW条約の3つがIMOにございましたが、本条約はこれらの3つの条約に続く第4の条約、ILOの中でも唯一ナンバリングがされていないという意味でも非常に重要な条約であると考えておまして、2006年2月に採択されております。

2 ページ目をごらんください。こちらは、2006年2月の採択以降の動きについて簡単にまとめたものでございます。条約が採択された後、本条約が発効するためには2つの要件、1つ目の条件が30カ国以上が批准するという条件、2つ目が批准国の商船船腹量が33%以上であること、の2つが満たされる必要がございますが、本要件につきましては、昨年の8月20日にフィリピンが30カ国目として批准したことにより満たされましたので、1年後にあたる今週8月20日に先行批准30カ国で条約は発効いたしました。条約批准国につきましては、3ページにリストをつけておりますので、そちらのほうでご確認いただければと思います。

日本の対応についてですが、条約の採択以降、我が国としましては、国内法化の検討会ですとか、船員法の改正に係る船員部会での審議等を経まして、今月8月5日にジュネーブにて批准をいたしております。

条約が発効するのは、条約上、批准から1年後となっておりますので、我が国において効力が発生するのは平成26年8月5日となっております。我が国で条約が発効する

とどうなるかといいますと、日本に寄港した外国籍船に対しまして、我が国においてポートステートコントロールを実施するということとなります。

なお、この資料のとおり、条約の効力発生時期といいますのが、我が国と先行批准30カ国との間で乖離が生じてございますが、我が国において条約の効力が生じるまでの期間につきましては、条約に基づいた検査に相当する検査を実施し、また条約に基づいた海上労働証書を発給しており、それで問題が生じないよう対応させていただいているところでございます。

資料の最後のほうに、8月5日に我が国が条約を批准した際に実施いたしました国土交通省報道発表、あわせてILO（国際労働機関）のほうでも、日本が批准したという内容について報道発表が行われておりますので、そちらを参考資料としてつけさせていただきますので、ご参考までご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、海上労働条約についてご説明させていただきました。

以上です。

【落合部会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【野川臨時委員】 この海上労働条約につきましては、2002年にこの条約の制定作業が始まってから、日本政府はこの制定作業に携わる主要な国々のメンバーの1カ国として大変重要な役割を果たしております。私は、この制定作業発足以来、日本政府のリーガルアドバイザーとして継続的にジュネーブでこの作業にかかわってまいりました。そこで、今回この条約が発効するに当たり、一言皆様にご案内をさせていただきたく存じます。

この条約は、ただいまご説明にありましたとおり、ILOの条約の中でも非常に重要であるということと、それから海事に関する条約としても大変重要性を強く持っているということを改めてご認識いただきたいと思います。

1つは、ILOはもうすぐ設立以来100年になりますが、100年間につくられた200弱の条約の中で、ナンバリングが付されていないのはこの条約だけです。ILOは、陸上、海上問わず、すべての労働者のための国際条約をつくる大変由緒ある国際機関でございますが、ナンバリングを付されていないということは、別格の条約であるということで、その意味はいろいろございますが、一番大きな意味は、条約と勧告が一体化しているという独特の作り方がされているということです。これまで、条約のルー

ルは大変厳しくて、なかなか途上国等がこれを十分には遵守できないが、勧告のほうは、あくまでも勧告、リコメンデーションにすぎないので、特に重視する必要もないという事態が続いてまいりました。要するに、どちらにしても十分な機能が果たせなかったことに鑑みて、条約と勧告を一体化したという非常に特別なつくり方をしているというのが一つです。また、この条約の執行のためだけの三者構成委員会がジュネーブに構成されるといったようなこともありまして、この条約は別格条約としてナンバリングを付されませんでした。ILOは、この条約のエンフォーメントについては大変関心を抱くだけでなく、非常に精力を傾注しておりますので、それを意識した対応を、日本政府としても、あるいは日本の労使としても迫られるということが大変重要だと思います。

それともう一つ、海事関係では、特にポートステートコントロールにおいて、今まではIMOマターの船舶設備等を中心とするハードの部分についての検査が中心でありましたが、これからはソフトの部分についての検査が大変重要性を帯びてくるということです。これまで、例えば船舶にこういう欠陥があるではないかということでクレームがつくことはあっても、例えばいかがでしょうか、日本の船社において、外国の港で、おたくの船においては団結権が十分に保障されていないとか、労働条件が十分に保護されていない、したがってディテンションをかけるということがあり得るなどということをお考えになったことはおありでしょうか。そういうことがこれから始まるのだということです。

しかも、今ご紹介ありましたとおり、ポートステートコントロールにおける寄港国検査は、寄港する船の所属国が条約を批准していなくても、その寄港国は検査ができる。これがノーモア・フェイバラブル・トリートメントという仕組みですが、で日本国自体は来年の8月に適用になりますが、実は、日本の船がほかのこの条約批准国の港に行くときにはそういう覚悟をもうしなければいけないということになります。この8月20日以降は。以上のように、海事関係の条約の中でも非常に新しい対応を迫られるものであるということで、今後、来年の日本が実際に適用になるまでの間、政労使、かなり力を入れた対応をお願いしたいと思います。

とりわけILOに対する関与というのは、IMOに対する関与と比べると、特に日本の海事行政は手薄だったと言わざるを得ません。20世紀中に幾つもの海事条約がILOでも採択されましたが、日本政府の対応は必ずしも十分ではなかった。ここに至って、IMOの3つの条約に加えたILOのこの海上労働条約が4本目の柱として加わること

によって、労働関係に関する日本の海事行政の対応ということが本格的に要請されるようになったのだという自覚を持っていただいて、ぜひ今後本格的な準備を進めていただきたいというように思います。

政労使の協力のもとに、日本は、世界の海運国の中でも中心的なメンバーの1つでございますので、この条約の執行に当たっても、世界的にリードできるような存在を目指してやっていただきたいと思います。

ちょっとお時間をお借りしました。以上です。

【落合部会長】 どうも野川委員、ありがとうございました。今のご指摘にもありましたので、政府も、それから労使も、この条約の遵守すべき体制についてしっかりと対応をとっていただきたいと思いますし、本船員部会においても、その状況については常時ウオッチして、もし必要な措置がとられるべきときがあれば積極的にとるというようなことで対応していきたいと思います。

それでは、ほかに特にご発言がなければ、その次の議題に移ってよろしいでしょうか。

2. 船員派遣事業等フォローアップについて

【落合部会長】 それでは移らせていただきまして、議題2の「船員派遣事業等フォローアップについて」という議題へ移りたいと思います。これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

【古坂雇用対策室長】 事務局の船員政策課の古坂でございます。それでは、私のほうからご説明等をさせていただければと思います。

こちらのフォローアップ会議につきましては、別途会議が設置をされておりまして、船員派遣実施事業者が許可後3カ月程度を経た段階におきまして、船員派遣事業が適正に行われているか監査が行なわれてございます。この監査を行った内容等につきまして、平成17年から実施をしておる会議でございます。その会議で議論いただきました内容等をご報告させていただきたいと思います。

今、お手元に資料2をお配りさせていただいておりますが、そちらの資料に基づきまして順次ご説明させていただきたいと思います。

今回、当部会にご報告させていただきます監査結果内容でございますが、こちらは平成24年11月から25年3月までに監査を実施しました25事業者を対象としたものでございます。事業場監査を実施させていただきましたところ、実際に船員派遣を実施

しておりました事業者が17ございました。それから、船員派遣の未実施の事業者が8事業者ございました。それが25事業者の内訳となっております。こちらの監査結果の報告の内容に基づきまして、議論が行われた次第でございます。

具体的に、今お目をとめていただいております1ページにつきましては、基本的に、ほとんど概要的なものとさせていただいておりますので、そちらの数値等につきましては、この場では説明は省略をさせていただければと思います。

内容的には、2ページ目の算用数字の2ポツからご説明をさせていただければと思います。

具体的には、船員職業安定法に基づきます是正指導を受けた事業者、これがごらんいただいておりますとおり、7事業者ございました。1つは、就業規則の未作成、これが4事業者ございました。しかしながら、この4事業者のうち、実は船員法上、就業規則の作成届け出を義務づけられております雇用船員が10人以上のところは2事業者で、あとの2事業者につきましては雇用船員が10人未満ということでございまして、法令上、作成届け出義務はないのでございますけれども、私どもの派遣事業の場合には、そういう法令上の届け出作成義務がないところにつきましても、行政指導の一環として作成届け出をお願いをさせていただいております。

さらには、ごらんいただいておりますとおり、派遣先からの派遣受入期間の期限に抵触する日の通知書がなかったという事業者が2事業者ございます。それからその次に、派遣船員への就業条件の明示書の記載不備、が2事業者。それから、派遣元の管理台帳の記載誤りが1事業者ございました。それから、派遣先からの派遣就業状況の通知書がなかったというところが1事業者ございました。

これらの発見した内容につきましては、いずれも所要の是正指導を行いまして対処を既に終えております。

同じく、2ページ目の算用数字の3ポツのところでございますが、今度は船員労働安全衛生規則等に基づきます教育訓練の実施状況というところでございます。

幸いなことに、教育訓練をやっていなかったという事業者はございませんでした。17事業者、すべてやってございました。しかしながら、派遣元として、派遣先における安全衛生教育訓練の実施の有無を把握していなかったという是正対象の事業者、これが7事業者ございました。

フォローアップ会議におきましてこれらのご報告をさせていただき、委員のご議論の

中でこういうふうなご発言をいただきました。「悪質な違反はなくなってきているようだ。しかしながら、新規事業者及び更新事業者に対してこれまでの指摘事例等をもとに、適切に指導徹底を図るというふうな観点が必要じゃないか。」それから、「許可更新済みの監査未実施の事業者を減らす努力をすることが必要ではないか等」のご意見をいただいております。このようなご意見等をもとにいたしまして、私どもといたしましては、地方運輸局を通じ、是正指導を含めて今後も適時適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。

【落合部会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、意見あるいは質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3. 船員派遣事業の許可について

【落合部会長】 それでは特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、「船員派遣事業の許可について」というものでありまして、この件は、個別事業者の許可に関する事項であるということから、公開いたしますと当事者等の利益を害するおそれがあるということで、船員部会運営規則第11条ただし書の定めによりまして審議を非公開とするということにさせていただきます。もし会場にマスコミの関係の方をはじめとして、関係者以外の方がおられたら退場をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(関係者以外退席)

閉 会

【落合部会長】 そういたしますと、本日予定いたしました議事はすべて終了ということになりますが、何かこの際、ご発言等を。高橋委員、どうぞ。

【高橋臨時委員】 船員の後継者、各育成について、若干要請なり、質問なり、意見なりということで申し上げたいと思っております。ご承知のとおり、汽船、漁船かわららず、後継者の問題では非常に苦慮をしております。官労使含めてさまざまな対応をしておりますけれども、功を奏するというのはなかなか難しい状況にあります。

その中で、船員の養成教育機関、特に海上技術学校、それから短期大学校は、海上へ

の就職率が非常に高く、90%を超えるだろうという予測の学校でございます。その学校の定員が2011年から、380名から350に減ったということをお伺いしております。1,000人を超えるような受験者がおられるという状況の中で、なぜ30人もの海上に職を求める希少な価値ある人材を入り口でシャットアウトしてしまうのか、その辺が我々もちょっと理解ができません。またこのような政策というのは愚策であろうと言われても仕方がないのではないのかなと思っております。

そこで、なぜ30名を減らしたのか、それから今後この減らした人数を増やしていくのか、それとも今のままなのか、もっと減らすのか、その辺が先がなかなか見えないという状況の中で、今日は知り得る範疇で結構ですから教えていただきたいと思っております。次回でも結構ですけれども、的確な回答があれば、それはそれでお受けをしたいと思っております。

以上です。

【落合部会長】 それでは事務局のほうから、今の時点で何か答えがいただけるようなものはありますか。

【多門船員政策課長】 今ご指摘いただいた点については、内航業界、特に内航のほうが高齢化が非常に進んでおりまして、若年船員をいかにスムーズに確保していくか、年齢ピラミッド構成が非常に高年齢層に寄っているものですから、スムーズに世代交代というか、若年層に委嘱をしていきたいということに関連して、そういった意向が一部にあることは承知をしております。

ただ、今のお話ですと、直接教育機関、特に海技教育機構のほうで抱えている学校に関する非常に具体的話でございます。本日、海技課は出席しておるんですが、そちらの非常に具体的話ということになりますと、事前にもいただけなかった話ですので、事実関係等を調べまして改めてご報告をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。ちょっと関係課と調整をさせていただきたいということでございます。

【落合部会長】 では、高橋委員、そういう対応でよろしいですね。

【高橋臨時委員】 はい、結構でございます。次回、よろしく申し上げます。

【落合部会長】 それでは、ほかに何かご発言ございますでしょうか。

それでは、なければ、本日の船員部会はこれで終了ということになりますけれども、その前に、事務局のほうで何か連絡事項がございましたらお願いします。

【松澤安全衛生室長】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りいたし

ました上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

【落合部会長】 それでは、本日の船員部会、これで終了ということにいたします。

どうも暑い中、ご出席いただきましてありがとうございました。

— 了 —